

特集 事件を通してみる捜査の実態と問題点

後を絶たない冤罪事件。その原因の1つは、警察による不当な捜査にあります。あの足利事件、布川事件、東電O.L殺人事件など、重大な事件で相次ぎ冤罪事件が起きた以降も、不当な捜査がされています。2つの事件を通して、その実態を検証していきます。1つは、足利事件と同じ栃木県で起きた今市事件について、弁護団の泉澤章弁護士へのインタビュー。と、昨年、大阪府で起きた幼稚園放火未遂事件について、ジャーナリストの今井恭平さんに寄稿をいただきました。

インタビュー

「自白」重視の捜査で生まれた えん罪今市事件

栃木・今市事件弁護団 泉澤 章さん

事件の概要

——まず事件の概要についてお聞かせください。
事件は、2005年(平成17年)12月1日、栃木県今市市、現在の日光市で、小学1年生の女兒が行方不明となり、翌2日、茨城県内の山林で、遺体となって

発見されたものです。

当初、犯人の逮捕には至らずに、事件発生から約8年後の2014年、勝又卓也さん(台湾生まれ、当時31歳)が、商標法違反(偽ブランド品の販売等)と銃刀法違反(ナイフの収集)で逮捕されました。

その勾留中に、本件の殺人事件の取調べを長時間にわたっておこない、女兒を殺して死体を遺棄したと「自白」をさせたうえで逮捕し、起訴しました。勝又さんは無実を主張しましたが、2016年宇都宮地裁で無期懲役の判決を受けて、現在、東京高裁で控訴審がおこなわれています。

事件の特徴と問題点

——この事件の特徴と問題点はどのような点でしょうか。

この事件の特徴は、勝又さんと犯行を直接結びつける物的な証拠がないこと、ですから「自白」と状況証拠をどうみるのかが問われています。

一審判決では、「客観的事実のみから被告人の犯人性を認定することはできない」と述べて、状況証拠だけでは有罪にできないけれども、「自白」は信用できるとして有罪としました。法廷で、取調べの録音テープが流されました。この「自白」の映像が有罪の決め手となったといえます。

——事件の問題点は具体的にはどのような点でしょうか。
まず、「自白」と客観的事実があわないことです。

「自白」では、女兒の両手・両足を年ガムテープで縛り、立った状況で、女兒の右肩を左手でつかみ、女兒と正対した

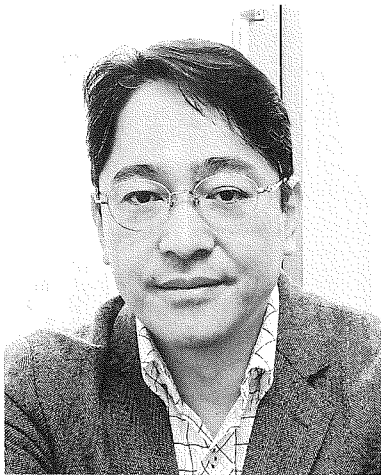
形で一気に10回刺した、途中で女兒は崩れ膝立ちになったが刺し続けた、その後、女兒を林のなかに投げ捨てて、帰りの車からナイフや軍手などを捨てた、とされています。

しかし客観的な事実は、「自白」のように刺されれば女兒は体勢を崩し、それで左の肩をつかみ体勢を維持させることは困難で、強い力で肩をつかめば肩に痕が付くはずですが、そうした痕はありません。

「自白」どおり、立った状態で刺せば、血液は足の方に流れるはずですが、遺体に残された血痕を見ると、身体の上方や傷口から左右に流れています。足の方に流れる血痕はありません。

現場では、少なくとも1リットルの血液が流れ出たと考えられますが、現場に残された被害者の血痕は微量です。別の場所で殺害して遺体を遺棄したと考えられます。

そのほかにも、のちほどお話ししますが、「自白」によれば、女兒の身体から検出されるはずの勝又さんのDNA(精液、汗、唾液、皮膚片など)は検出され



泉澤章さん

ない問題もあります。

「自白」についてですが、勝又さんによれば、警察官や検察官に長時間にわたり、ときには暴行も受けたりしながら「自白」を強要されたようです。自白前の取調べは録音録画されていませんし、自白後の取調べも全て録音録画されているわけではありません。その意味では一部録音録画です。

別件逮捕で「自白」を強要

——どのような捜査がおこなわれたのでしょうか。

勝又さんが商標法違反で逮捕されるまでの間、どのような捜査がおこなわれたのかについて詳細は明らかになっていません。ただ、ローラー作戦で多くの男性のDNAを収集していたという情報があります。

当時、県警の発表で、現場付近を不審な車が目撃されています。その車が、セダンであった、ワンボックスカーであったという情報が出されましたが、結果的

には勝又さんのセダンに絞られていきます。ワンボックスカーがその後どのように捜査されたかはわかりません。

事件からおよそ8年後の平成26年1月29日、勝又さんは別件の商標法違反で逮捕されましたが、その後の裁判の経過をみると、警察は勝又さんに目をつけたけれども確たる証拠がない、そこで別件逮捕で身柄を抑えたいと、徹底的に取り調べました。

勝又さんは商標法違反で同年2月18日に起訴されましたが、その日から本件の殺人事件の取調べが始まります。その後4ヶ月間で、検察官2人、検察官3人が交替で126日間、合計255時間もの時間取り調べをしています。その結果、4通の自白調書を取って、6月3日に殺人容疑で逮捕しました。別件の勾留期間を利用して殺人事件の取調べをおこなうことについて、当時の弁護士が警察に対して内容証明書を送り、取調べをやめるように抗議していますが、警察、検察は取調べをつづけました。

一審判決からも明らかですが、彼が自白しなければ、状況証拠と彼の犯行を結

す。
足利事件の再審無罪（2010年）のあとに、勝又さんは逮捕（2014年）されていますが、栃木県警は足利事件と同じ誤りを繰り返しているわけです。自白に寄りかかることがいかに危ないか。それは昨年12月に再審開始決定が出た滋賀の湖東記念病院事件でもウソの自白で冤罪になっているわけです。

——一審の裁判員裁判はどうだったのでしょうか。

一審判決は、状況証拠だけでは有罪とできないと認めています。しかし、法廷で映された勝又さんの「自白」映像を見た裁判員は、有罪の心証を持ちました。自白なしには有罪の判断ができなかったと考えるべきでしょう。その意味で、この事件では、自白が有罪無罪を判断するための、いわゆる実質証拠として使われているのです。

もつともこの事件では、そもそも取調べの全部を録画したわけではありませんし、録画した全部が法廷で映し出されたわけでもありません。検察の都合のよい

ところだけが映されました。それに、録画を実質証拠とすることが一番問題なのは、映像は、それを見ている人に対する刺激が大きいだけに、どうしても逼真性があると見えてしまうことです。この事件を契機に、これから検察は、録音録画を積極的に実質証拠として用いるのではないのでしょうか。

勝又さん以外のDNA

——刑事訴訟法の「改正」論議で、取調べの部分録画の危険性が指摘されていますが、まさに指摘のとおりですね。

さて、滋賀・日野町事件では、再審請求審の段階で証拠開示がされて、事件当時の捜査の状況が明らかになりました。そのなかで、警察が犯人とされた阪原弘さんのアリバイつぶしをしていることが明らかにになりました。

私たちが、事件当時、どういう捜査がおこなわれたのかを知りたいですが、検察が証拠を全面開示しない限りわかりません。

びつけることは出来ません。また、彼は犯行後に殺害のときに使った軍手とナイフを車から投げたと自白していますが、その自白にもとづいて捜索しても出てきません。この事件で捜査側は、客観的証拠だけで彼を有罪にすることは無理だと思い、多少「無理」をしてでも自白をとろうとしたのではないのでしょうか。

足利事件の反省ない

——同じ栃木県で、女兒殺害事件の冤罪事件・足利事件が起きています。泉澤さんはその弁護士もやられていますか。

菅家さんの場合は事件発生から1年後に逮捕されました。菅家さんの場合も、DNA鑑定以外に、目撃者もいない、菅家さんと犯行をむすびつける証拠がない、そこでもとにかく自白をとるしかなかった。確たる証拠がないから別件で逮捕して身柄を確保して、そのうえで長時間にわたって自白を強要する、そしてその自白にあわせて証拠を組み立てていくという、古典的ともいえるやり方

一審では、殺された女兒の頭に付いていた粘着テープについて、それを茨城県警が領置したと、栃木県警の科学捜査研究所（科捜研）に送ったことを示す証拠しか出してきませんでした。

ところが、検察は控訴審になって、粘着テープに関わるDNA鑑定について、新たな証拠を出してきました。それは、茨城県警の鑑識課が遺体発見翌日の12月3日に呼び出されて、「これ（粘着テープ）の指紋をとってくれ」といわれて、そのテープに指紋が付いているか鑑定したけれど、指紋をとれずに終わったというのです。

なぜこのような証拠が出てきたかといえば、鑑識課の指紋鑑定後に、そのテープを県警の科捜研がDNA型鑑定したところ、勝又さんのDNA型が出なかったとの鑑定結果が出ているわけですが、それだけではなく、控訴審で開示されたエレクトロフエログラムを分析してみると、女兒のDNA型以外のDNA型が出てきたのです。それが真犯人のDNA型の可能性もあるわけです。

つまり、みずからおこなったDNA鑑

定が正しければ、勝又さんは無実であることが明らかになるので、DNA鑑定が鑑識課の鑑定によって、DNA鑑定が正しくおこなえなかった、そのためDNA鑑定結果そのものも信用できない、と主張してきたわけです。

しかし、当時はすでに捜査においてDNA鑑定が重要な捜査手法になっていましたから、DNA鑑定をやるのが明らかになのに、なぜその前に警察署の鑑識課がその鑑定ができなくなるような鑑定をしたのか疑問です。

さらに、捜査段階で行われていたミトコンドリアDNA型鑑定では、粘着テープだけでなく、殺害された女兒の体表についた微物からも勝又さんのDNA型は出ていません。一方で、鑑定人と警察官、そしてそれ以外の「不明」のDNA型が出ています。

勝又さんの「自白」では、女兒を裸にして、さるぐつわした、頬にキスをした、手をガムテープでまいた、おしりに自分の性器をあてて射精した、女兒の手に自分の陰茎をにぎらせたとなつています。それが事実であるとすれば、勝又さ

んの皮膚片や唾液、精液などが身体にくはずで、当然、DNAも検出されなければいけないわけですが、いっさい検出されない。「自白」とまったくあわないわけです。女兒のからだにさわったとされる勝又さんのDNAは出ずに、慎重に捜査したであろう警察官や鑑定した人のDNA型、さらには誰か「不明」のDNA型が出るわけですから、考えれば問題はわかるはずです。

捜査の見直ししない 警察・検察

——勝又さんのDNA型が出なかったわけですから、そうですね。

警察や検察は、最新のDNA型鑑定で勝又さんが犯人ではないことを知っていたわけです。知った段階で、捜査方針の見直しなど検討できたわけですが、彼らはそうはしなかった。客観的な証拠と自白があわないのに疑わなかったわけです。

控訴審の審理の現状

——控訴審のこれまでの審理についてお聞かせください。

東京高裁で、証人調べがおこなわれました。

1つは、殺害現場と殺害方法についてです。

東京医科大学の吉田教授が証言されたんですが、吉田教授は、「自白」のように女兒と正対した形で6、7秒で10か所刺すことは不可能であること、そして硬いところを背にして刺されている可能性があることを指摘しました。また、死体が遺棄された山林で殺害現場とされていますが、吉田教授は、そこで殺害されたのでは血液の量が少なすぎると証言しました。この証言で、「自白」と殺害方法や殺害場所が客観的にあわないことが明らかになりました。実は、死体が遺棄されていた現場からルミノール反応がだいたい出ているんですが、ルミノール反応は血液だけでなく、枯れ葉にも反応することがわかり、弁護団がそれを証拠として

出しています。

もう1つは、猫のミトコンドリアDNA型の問題です。一審判決では、女兒に付いていた猫の毛が勝又さんが飼っていた猫の毛のミトコンドリアDNA型が同一グループであると判断し、勝又さんを犯行を結びつける状況証拠の1つとなつています。

今回、京都大の宮澤准教授が証言をされましたが、宮澤准教授は、猫の毛のミトコンドリアDNA型は毛の1本1本で違うこと、また、採取された猫の毛と同一の猫は国内で20%もいること、それに地域偏在性もあって、とても一審判決の認定したような同一グループであるとは言えない事実を明らかにしました。

このように、2人の証言を通して、殺害現場や殺害方法、猫の毛の同一性など、有罪判決の柱が大きく揺らぎました。

——その2人の証言後、検察は突如、訴因の変更を求めました。

そうですね、殺害場所を死体遺棄現場から「栃木県内、茨城県内、それらの周

辺」に広げ、殺害時刻も「午前4時」

を、女兒がいなくなった時間から午前4時に広げました。これは、2人の証人の証言で「自白」がくずれ、検察がこのままでは有罪判決を維持できなくなったということを示しています。

これまでお話ししてきましたが、警察や検察は何度か捜査を検証できる場面がありました。間違っていると思えば、やり直すことも出たわけです。しかしそれをやらなかった。それだけでなく、あくまで有罪を維持するために訴因の変更を求めているわけです。

——本当に警察や検察の姿勢は不当だと思います。勝又さんの無罪にむけて国民救済会も支援を訴えていきたいと思えます。お話ありがとうございます。

季刊

救援情報

人権と民主主義を守る
理論・情報誌

No.96
2018.2.1
(春号)

特集

事件を通してみる捜査の実態と問題点



1998年12月4日第三種郵便物認可
2018年2月1日発行（2月、5月、8月、11月の1日発行）

季刊

救援情報

人権と民主主義を守る
理論・情報誌

No.96
2018.2.1
(春号)

日本国民救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島2丁目4番4号 平和と労働センター5F
☎03-5842-5842/FAX03-5842-5840

頒価400円 千70円
年間購読1500円（千年間280円）